

寄付金等取扱規程

ワールド・イン・ピース

目次

目次.....	1
(目的).....	2
(定義).....	2
(寄付金の種類).....	2
(一般寄付金等の募集及び用途).....	2
(特定目的寄付金等の募集及び用途).....	2
(金銭以外の寄付金).....	3
(寄付金等の受入の制限).....	3
(寄付金等の用途結果の報告).....	4
(個人情報保護).....	4
(相続財産からの寄付).....	4
(雑則).....	4
(規程の改正).....	4
(改廃).....	4
附則.....	4

(目的)

第1条 ワールド・イン・ピース(以下「WiP」という。)が受け取る寄付金等の取扱いに関する事項や定義を明確化し、WiPの寄付金等取扱い事務の正確性と適正性を確保することを目的として、以下の規程を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「寄付金」とは、WiPが返還義務を伴わずに受領する金銭のほか、金銭以外の物品等、不動産、財産権等(WiPに対する無償の役務提供を除く)を指す。寄付金、会費に関してはあわせて「寄付金等」と称する。

(寄付金の種類)

第3条 WiPが受け入れる寄付金の種類は、「一般寄付金」及び「特定目的寄付金」の2種類とする。

二 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は次のように定める。

(1) 一般寄付金

個人・団体からの使途の指定や特定がされないで受領する寄付金

(2) 特定目的寄付金

個人または団体が使用目的を特定して提供する寄付金。特定目的寄付金については、決算時の会計報告にて、その内訳を報告する。

三 活動計算書における寄付金は総会で承認される「受取会費」、「受取一般寄付金」、「受取特定目的寄付金」、「物品・現物等寄付収入」とする。これらは、前項に規定する種類によって管理・使用される。

(一般寄付金等の募集及び使途)

第4条 WiPでは、常時一般寄付金を募ることができることとする。

二 一般寄付金は、WiPが定款の第5条に規定される特定非営利活動に用いられるほか、定款の第4条の目的を達成するために必要な経費、社会課題解決経費、広報活動経費、および組織共通経費等に使用できるものとする。

三 正会員会費、賛助会員会費、およびワールドチェンジャー会費は、前項の規定に従って使用される。

(特定目的寄付金等の募集及び使途)

第5条 WiPは常時特定目的寄付金を募ることができることとする。

二 特定目的寄付金は、一般管理費を差し引いた残額をWiP定款の第5条に定める特定非営利活動のうち特定の事業に使用するため、資金使途を具体的に定めなければならない。この場合、一般管理費は寄付金総額の20%以下とする。

三 使途を特定した当該事業が終了し寄付金が残った場合、また予定していた当該事業への充当が困難になった場合は、理事会の議決を経て、WiPの他の特定非営利活動に係る事業に使用することができる。

(金銭以外の寄付金)

第6条 金銭以外の寄付金に関しては、寄付者に説明した寄付金の使途の範囲内で、WiPが自ら使用する他、換価等の処分の上、必要経費を控除した残額を前2条の規定に従って使用する。

(寄付金等の受入の制限)

第7条 WiPは、寄付金等が次の各号に該当するとき、またはそのおそれがあるときは、その受入を拒否し、寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等を返還しなければならない。

- (1) 法令または定款に抵触するとき
 - (2) 寄附金の受け入れに起因して、WiPに著しく資金負担が生ずる場合
 - (3) WiPの業務遂行上支障があると認められるとき、またはWiPが受け入れるには不相当と認められるとき
 - (4) WiPが受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき
 - (5) 寄付者が使途を指定して行った寄付に関し、その使途が定款に定めるWiPの目的の達成に資するものでないとき
 - (6) その他理事会が認めた場合
- 二 前項に基づき、WiPが寄付者またはその承継人に対して、寄付金等の返還をする場合に、寄付者本人またはその指定する者に対する返還が困難な事情があるときは、返還に代えて供託等のWiPの指定する適切な方法をとることができるものとする。
- 三 前項の受領書には、この法人の特定非営利活動に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金等の受領後の対応)

第8条 WiPが別に定める金額以上の寄付金等を受領したときは、前条に定める受入制限に該当しない限り、遅滞なく礼状(受領書)または領収証(以下「領収証等」3という。)を、寄付者またはその承継人へ電子メールまたは書面で送付する。ただし、寄付者もしくはその承継人の氏名、名称、所在等が客観的な記録等から確認できない場合、または寄付者もしくはその承継人が特段の意思を表明したときはこの限りでないことにする。

- 二 前項のほか、WiPは、理事会の決定に基づき、寄付者またはその承継人に対して、特別な表彰を行うことができる。
- 二 前項の受領書には、この団体の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金等の使途結果の報告)

第9条 寄付金等の総額、使途結果の報告はWiPの総会における事業報告及びホームページ、事業・会計報告書等に掲載し、適時適切に行うものとする。

ワールド・イン・ピース | 寄付金等取扱規程

(個人情報保護)

第10条 寄付者及びその承継人に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(相続財産・香典からの寄付)

第11条 寄付者からの相続財産や香典からの寄付等については本規定を準用する。

- 二 相続財産・香典からの寄付を受け入れるにあたっては、弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、寄付者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努めるものとする。

(雑則)

第12条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、別に理事会において定める。

(規程の改正)

第13条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、2024年5月24日から適用する。

改訂:2024年10月20日

以上